

令和4年第5回春日井市議会定例会提出議案目次〔V〕

議案番号	議 題	
第63号議案	令和4年度春日井市一般会計補正予算（第4号）……………	1
第64号議案	令和4年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）……………	6
第65号議案	令和4年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予 算（第1号）……………	8
第66号議案	令和4年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第 1号）……………	10
第67号議案	春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例について……………	12
第68号議案	春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条 例について……………	17
第69号議案	春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例につ いて……………	20
第70号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について……………	22
第71号議案	クリーンセンター第2工場基幹的設備改良工事の請負契 約について……………	30
第72号議案	クリーンセンター第1工場火災復旧修繕の請負契約につ いて……………	31
第73号議案	財産の処分について……………	32
第74号議案	食缶等の取得について……………	33
第75号議案	台車等の取得について……………	34
第76号議案	PEN食器の取得について……………	35
第77号議案	令和3年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処 分について……………	36
第78号議案	損害賠償の額の決定について……………	37
報告第21号	令和3年度春日井市一般会計継続費の精算について……………	39
報告第22号	朝宮公園遊具広場等整備工事の変更契約の専決処分につ いて……………	44

報告第23号	高蔵寺駅南口駅前広場上屋新築工事の変更契約の専決処分について……………	46
--------	-------------------------------------	----

第 63 号議案

令和 4 年度春日井市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度春日井市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,731,257 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118,106,612 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		2,070,000	1,084,077	3,154,077
	1 地方交付税	2,070,000	1,084,077	3,154,077
16 国庫支出金		18,655,827	376,855	19,032,682
	2 国庫補助金	4,035,963	376,855	4,412,818
17 県支出金		8,343,549	304,273	8,647,822
	2 県補助金	2,386,040	304,273	2,690,313
20 繰入金		5,647,878	△ 1,020,004	4,627,874
	1 繰入金	5,647,878	△ 1,020,004	4,627,874
21 繰越金		1	1,000,228	1,000,229
	1 繰越金	1	1,000,228	1,000,229
22 諸収入		3,517,350	6,328	3,523,678
	5 雑収入	2,565,403	6,328	2,571,731
23 市債		12,899,500	△ 20,500	12,879,000
	1 市債	12,899,500	△ 20,500	12,879,000
歳入合計		116,375,355	1,731,257	118,106,612

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,525,058	601,000	11,126,058
	1 総務管理費	8,444,379	501,000	8,945,379
	2 徴税費	980,187	100,000	1,080,187
3 民生費		52,195,408	688,757	52,884,165
	1 社会福祉費	26,789,028	352,507	27,141,535
	2 児童福祉費	20,075,683	336,250	20,411,933
6 農林水産業費		259,257	1,500	260,757
	1 農業費	249,105	1,500	250,605
8 土木費		13,096,165	247,000	13,343,165
	4 都市計画費	6,864,418	247,000	7,111,418
10 教育費		11,690,549	193,000	11,883,549
	3 中学校費	1,112,153	193,000	1,305,153
歳出合計		116,375,355	1,731,257	118,106,612

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
商工費	商工費	省エネルギー設備投資事業	30,000
土木費	道路橋りょう費	外之原町地内橋りょう改修工事	31,000
	都市計画費	旧西藤山台小学校施設公共管理区域整備	107,000
		高座線側道整備	140,000

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的		補 正 前				補 正 後				
		限度額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方法	限度額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方法	
土木債	都市計画 事業	1,498,900	普貸又証発 通借は発行	4.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	政府そ 他の金 融機関 の資金 につい ては、 その融 資条件 による。 ただし、 財政の 都合に より据 置期限 及び償 還期限 を短縮 若しくは 繰上償 還又は 低利に 借り換 えるこ とができ る。	1,705,100	補前同	正に じ	補前 同	正に じ
教育債	義務教育 施設整備 事業	593,300				715,900				
臨時 財政 対策債	臨時財政 対策	1,900,000				1,550,700				

第 64 号議案

令和 4 年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度春日井市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 384,294 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,367,448 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		0	384,294	384,294
	1 繰越金	0	384,294	384,294
歳入合計		25,983,154	384,294	26,367,448

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		152	384,294	384,446
	1 基金積立金	152	384,294	384,446
歳出合計		25,983,154	384,294	26,367,448

第 65 号議案

令和 4 年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122,089千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,721,391千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	122,089	122,089
	1 繰越金	0	122,089	122,089
歳入合計		5,599,302	122,089	5,721,391

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者 医療広域連合 納付金		5,373,670	122,089	5,495,759
	1 後期高齢者 医療広域連合 納付金	5,373,670	122,089	5,495,759
歳出合計		5,599,302	122,089	5,721,391

第 66 号議案

令和 4 年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度春日井市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 618,322 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,733,063 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		4,311,748	8,437	4,320,185
	1 一般会計 繰入金	3,569,865	8,437	3,578,302
9 繰越金		0	609,885	609,885
	1 繰越金	0	609,885	609,885
歳入合計		25,114,741	618,322	25,733,063

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		321	284,718	285,039
	1 基金積立金	321	284,718	285,039
5 諸支出金		127,557	333,604	461,161
	1 償還金	10,000	333,604	343,604
歳出合計		25,114,741	618,322	25,733,063

第 67 号議案

春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

春日井市職員の育児休業等に関する条例（平成4年春日井市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該

当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、同条第1号から第4号までに掲げる事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が

当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、同条第1号から第4号までに掲げる事情がある場合にあっては第3号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用

の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する等のため必要があるからである。

第 68 号議案

春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日井市医療費の支給に関する条例（昭和48年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号の医療費 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第4条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 第2条第1号の医療費 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、前条第1項第3号及び第4号に規定するもの

第4条第2項第3号イ中「前条第1項第1号ア」を「前条第1項第1号」に改め、同項第5号中「第3号又は前条第1項第3号及び」を「第3号ア又は前条第1項第1号、第3号若しくは」に改める。

第5条第1項ただし書中「第3条第1項第1号イ及び第2号」を「第3条第1項第2号」に改める。

第6条第1項第1号中「第3条第1項第1号ア」を「第3条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第3条第1項第1号イ及び第2号」を「第3条第1項第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市医療費の支給に関する条例の規定は、令和5年4月1日以後に医療の給付を受けた者の医療費について適用し、同日前に医療の給付を受けた者の医療費については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、18歳までの子どもの通院費等に係る医療保険適用後の自己負担額を全額助成するため必要があるからである。

第 69 号議案

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

春日井市自転車等駐車場条例（昭和56年春日井市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2 春日井市神領駅西自転車・バイク駐車場の項中「春日井市神領駅西自転車・バイク駐車場」を「春日井市神領駅西第1自転車・バイク駐車場」に改め、同項の次に次のように加える。

春日井市神領駅西第2自転車・バイク駐車場	春日井市堀ノ内町1丁目100番地20	自転車等
----------------------	--------------------	------

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、新たに神領駅西第2自転車・バイク駐車場を設置するため必要があるからである。

第 70 号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

春日井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市手数料条例の一部を改正する条例

春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請に対する審査の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請に対する審査の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定の申請に対する審査の項中「第5項まで」を「第7項まで」に、

			1棟の総戸数が301以上のもの	4,827,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	を
--	--	--	-----------------	--	---

			1棟の総戸数が301以上のもの	4,827,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
上記以外	登録住宅性能評価機関が長	一戸建ての住宅	1戸	19,100円	
		共同住	1棟の総戸	27,700円を同	

の も の	期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を確認した住宅に係るもの	宅等	数が5以下のもの	一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	41,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が11以上30以下のもの	54,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が31以上50以下のもの	93,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	152,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	244,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの	298,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が301以上のもの	317,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
上記以外のもの	一戸建ての住宅	1	75,300円	

に

の

共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	163,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	254,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が11以上30以下のもの	493,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が31以上50以下のもの	875,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,497,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	2,762,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	3,942,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が301以上のもの	4,827,600円を同一の建築物について同

					時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
--	--	--	--	--	----------------------

改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査（同法第9条第1項又は第3項の規定に基づくものを除く。）の項中

			1棟の総戸数が301以上のもの	2,439,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	を
--	--	--	-----------------	--	---

			1棟の総戸数が301以上のもの	2,439,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
上記以外のもの	登録住宅性能評価機関が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を確認した住宅に係るもの	一戸建ての住宅	1	5,200円
		共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	10,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	18,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が11以上30以下のもの	26,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が31以上50以下のもの	49,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	85,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	140,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	172,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が301以上のもの	184,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
上記以外のもの	一戸建ての住宅		1 33,400円
	共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1 78,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	125,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が11以上30以下のもの	246,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が31以上50以下のもの	440,900円を同一の建築物について同時

に

			の	に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	758,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1,399,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1,995,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が301以上のもの	2,439,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項の改正規定、同表建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項の改正規定、同表建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請に対する審査の項の改正規定及び同表建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の

用途の建築物として使用する場合は許可の申請に対する審査の項の改正規定は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、新たに既存住宅の長期優良住宅認定に係る手数料を定める等のため必要があるからである。

第 72 号議案

クリーンセンター第 1 工場火災復旧修繕の請負契約について

クリーンセンター第 1 工場火災復旧修繕について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 クリーンセンター第 1 工場火災復旧修繕

- 2 契 約 金 額 6 4 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円

- 3 契約の相手方 名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 30 号
日立造船株式会社中部支社

- 4 工 事 内 容 設備復旧工事一式

第73号議案

財産の処分について

次の財産を処分したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 場 所 春日井市大留町8丁目8番2
- 2 物 件 土地
面積 6,408.30㎡
- 3 処分価格 591,548,133円
- 4 契約の相手方 名古屋市東区泉一丁目23番22号
トヨタホーム株式会社

第 74 号議案

食缶等の取得について

次のとおり食缶等を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 物 品 内 容 食缶等（東部調理場新調理棟初度調弁）
- 2 取 得 価 格 85,651,940円
- 3 契約の相手方 名古屋市中村区名駅南三丁目13番20号
株式会社中西製作所名古屋支店

第75号議案

台車等の取得について

次のとおり台車等を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 物 品 内 容 台車等（東部調理場新調理棟初度調弁）
- 2 取 得 価 格 50,542,800円
- 3 契約の相手方 名古屋市中村区名駅南三丁目13番20号
株式会社中西製作所名古屋支店

第76号議案

PE N食器の取得について

次のとおりPE N食器を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 物 品 内 容 PE N食器（東部調理場新調理棟初度調弁）
- 2 取 得 価 格 28, 820, 000円
- 3 契約の相手方 名古屋市中村区名駅南三丁目13番20号
 株式会社中西製作所名古屋支店

第 77 号議案

令和 3 年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 3 年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金 1,331,077,104 円のうち 550,350,489 円を資本金に組み入れ、780,726,615 円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 78 号議案

損害賠償の額の決定について

春日井市の施設内における事故について、次のとおり損害賠償を行うものとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

1 損害賠償の額 12,000,000円

2 損害賠償の相手方 ■■■■■■
■■ ■■
■■■■■■■
■■ ■■
■■■■■■■
■■ ■■

3 事故の概要 ■■■■、平成26年6月7日春日井市民病院における
診療上の事故

報告第 21 号

令和 3 年度春日井市一般会計継続費の精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 2 項の規定により継続費の精算を次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和3年度春日井市一般会計継続費精算報告書

款項	事業名	年度	全体計画 (A)					実	
			年割額	左の財源内訳			支出済額	左特	
				特定財源		一般財源			
				国・県支出金	地方債				その他
総務	庁舎非常用発電機取替工事	元	10,000,000		10,000,000				
		2	220,000,000		220,000,000		74,800,000		
		3	90,000,000		90,000,000		209,580,800		
		計	320,000,000		320,000,000		284,380,800		
管	庁舎エレベーター改修工事	2	30,000,000		27,000,000		3,000,000	26,200,000	895,000
		3	250,000,000	11,545,000	214,600,000		23,855,000	241,566,400	10,524,000
		計	280,000,000	11,545,000	241,600,000		26,855,000	267,766,400	11,419,000
理	文芸館スカイフォーラム等改修工事	2	483,000,000		434,700,000	48,300,000		337,992,200	
		3	149,000,000		134,100,000		14,900,000	262,112,800	
		計	632,000,000		568,800,000	48,300,000	14,900,000	600,105,000	
費									

(単位:円)

績 (B)			比較 (A) - (B)				
の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
定 財 源		一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
			10,000,000		10,000,000		
73,100,000		1,700,000	145,200,000		146,900,000		△1,700,000
167,500,000		42,080,800	△119,580,800		△77,500,000		△42,080,800
240,600,000		43,780,800	35,619,200		79,400,000		△43,780,800
18,900,000		6,405,000	3,800,000	△895,000	8,100,000		△3,405,000
171,600,000		59,442,400	8,433,600	1,021,000	43,000,000		△35,587,400
190,500,000		65,847,400	12,233,600	126,000	51,100,000		△38,992,400
299,800,000	38,192,200		145,007,800		134,900,000	10,107,800	
225,500,000		36,612,800	△113,112,800		△91,400,000		△21,712,800
525,300,000	38,192,200	36,612,800	31,895,000		43,500,000	10,107,800	△21,712,800

款項	事業名	年度	全 体 計 画 (A)					実		
			年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 特		
				特 定 財 源		一般財源				
				国・県支出金	地 方 債				そ の 他	国・県支出金
土木費	道路橋りょう費 神領跨線道路橋補修工事	2	41,000,000		30,700,000		10,300,000	41,000,000		
		3	212,000,000		190,800,000		21,200,000	186,761,559	49,500,000	
		計	253,000,000		221,500,000		31,500,000	227,761,559	49,500,000	
	都市計画費	JR春日井駅南東ポケットパーク等整備	2	44,200,000		33,100,000		11,100,000	23,100,000	14,500,000
			3	36,500,000		27,300,000		9,200,000	55,067,100	
			計	80,700,000		60,400,000		20,300,000	78,167,100	14,500,000
教育費	朝宮公園 第1期整備	元	770,000,000	96,200,000	606,400,000	67,400,000		307,170,100	126,725,500	
		2	2,529,000,000	315,600,000	1,836,200,000	377,200,000		1,200,655,230	873,100,000	
		3	290,000,000	47,700,000	196,400,000	45,900,000		2,054,077,750	511,100,000	
		計	3,589,000,000	459,500,000	2,639,000,000	490,500,000		3,561,903,080	1,510,925,500	

績 (B)			比較 (A) - (B)				
の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 差	左 の 財 源 内 訳			
定 財 源		一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
30,700,000		10,300,000					
33,000,000		104,261,559	25,238,441	△49,500,000	157,800,000		△83,061,559
63,700,000		114,561,559	25,238,441	△49,500,000	157,800,000		△83,061,559
		8,600,000	21,100,000	△14,500,000	33,100,000		2,500,000
32,100,000		22,967,100	△18,567,100		△4,800,000		△13,767,100
32,100,000		31,567,100	2,532,900	△14,500,000	28,300,000		△11,267,100
119,200,000	61,244,600		462,829,900	△30,525,500	487,200,000	6,155,400	
120,500,000	207,055,230		1,328,344,770	△557,500,000	1,715,700,000	170,144,770	
904,800,000		638,177,750	△1,764,077,750	△463,400,000	△708,400,000	45,900,000	△638,177,750
1,144,500,000	268,299,830	638,177,750	27,096,920	△1,051,425,500	1,494,500,000	222,200,170	△638,177,750

報告第 22 号

朝宮公園遊具広場等整備工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、朝宮公園遊具広場等整備工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、朝宮公園遊具広場等整備工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和4年7月19日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 朝宮公園遊具広場等整備工事
- 2 契約の相手方 松浦・成田特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町4丁目32番地
株式会社松浦組
構成員 春日井市八田町7丁目3番地1
株式会社成田組

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	660,000,000円	687,196,400円

報告第 23 号

高蔵寺駅南口駅前広場上屋新築工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、高蔵寺駅南口駅前広場上屋新築工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、高蔵寺駅南口駅前広場上屋新築工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和4年6月24日

春日井市長 石 黒 直 樹

1 工 事 名 高蔵寺駅南口駅前広場上屋新築工事

2 契約の相手方 春日井市小木田町278番地
岐建株式会社春日井営業所

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	162,827,500円	168,678,400円